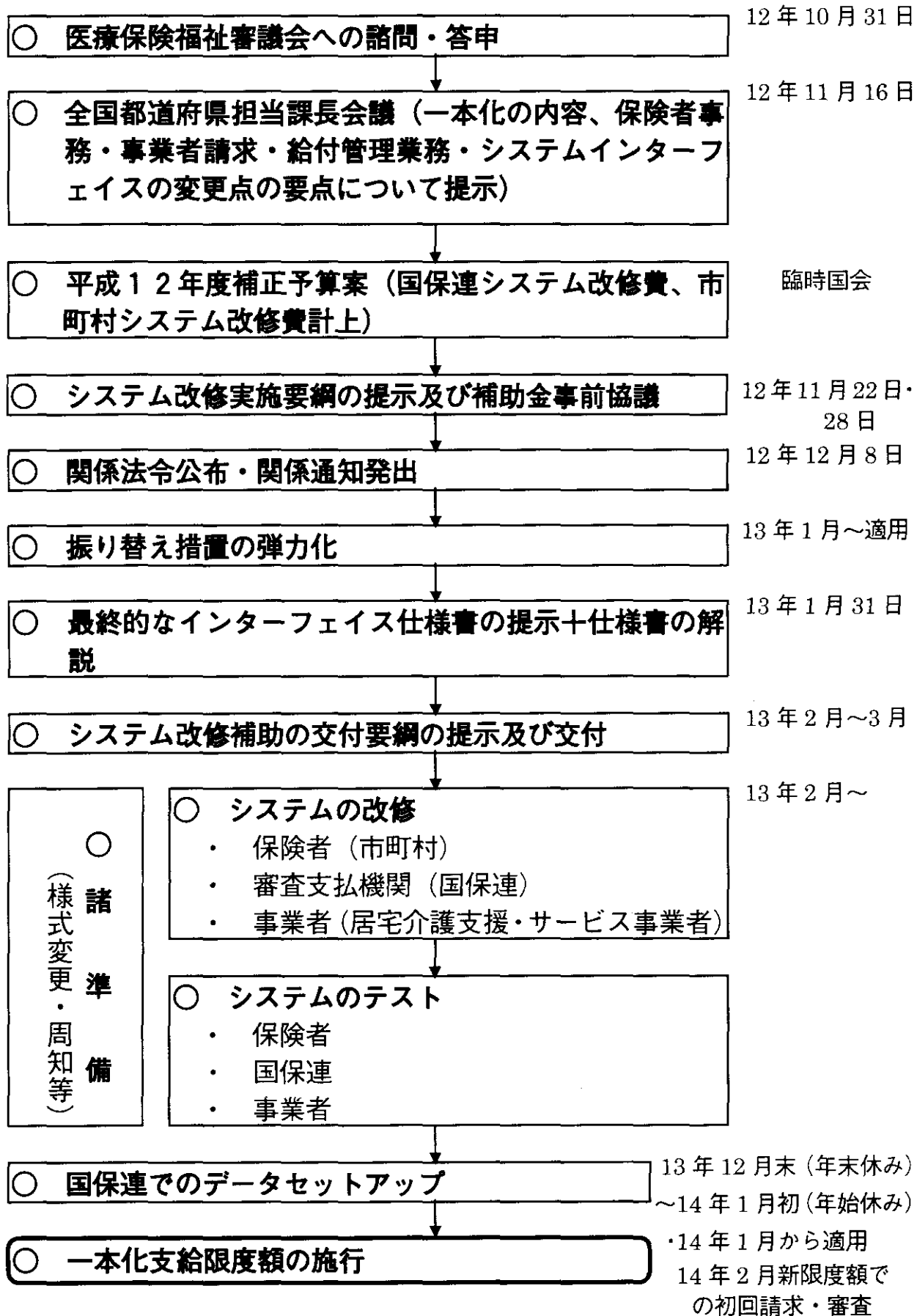


(7) 支給限度額一本化に関するスケジュール及び留意点について

ア 支給限度額一本化までのスケジュール



## イ 支給限度額一本化に当たっての留意点

### (ア) 支給限度額一本化の実質的な前倒し措置の受領委任方式での実施についてのお願い

これまで、支給限度額の振替措置については、利用者の利便性の観点からは受領委任方式で振替措置を実施することが望ましいことから、国としても受領委任方式の積極的な活用を図ることが適当である旨、周知していただくようお願いしてきたところである。

本年1月より、支給限度額一本化までの措置として、一本化の実質的な前倒し措置を実施し、より利用しやすい形で短期入所サービスの需要に対応することとしているので、引き続き、市町村に受領委任方式での実施の周知徹底をお願いする。

なお、この措置については、実施状況を調査中であり、その結果については、集計の上、改めて情報提供することとする。

### (イ) 支給限度額の本一本化に係るシステム改修経費執行の留意点

システム改修経費の補助額の交付決定は、平成12年度執行分と13年度繰越予定分を合わせた額で行うが、年度別の内訳については事務連絡等により別途お示しすることとしている。

なお、1月19日に12年度執行分と13年度繰越予定分を合わせて内示させていただいたところであるが、12年度執行分については13年度への繰越はできないので、12年度内に12年度執行分に係る事業を完了させることとし、12年度執行分の経費の一部が未執行となり翌年度へ繰り越すということが起こらないよう、進捗管理に十分留意をお願いしたい。

また、すでに内示している13年度繰越予定分の繰越事務の手続きについては、別途大臣官房会計課より事務連絡が発出される予定であるが、各市町村において繰越事務の手続きを行っていただくことになるので、各市町村への周知・指導方よろしくをお願いしたい。

